

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和46年2月28日まで在籍していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月1日のはずである。同年2月の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社に退職月の最終の営業日まで出勤したので、同社における退職日は昭和46年2月28日のはずである。」と主張しているところ、同日は日曜日であることが確認できる。このことについて、同社は、「申立期間当時において、日曜日は定休日であった。申立人に係る人事記録は残っていないが、申立人は正社員であったと思う。正社員は全員月給制で、退職月の最終営業日まで勤務していれば、退職月の末日が定休日の場合でも、当該末日を退職日とする取扱いを以前から継続して行っている。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の前後の昭和45年から47年までの3年間に於いて、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が月末日の日曜日となっている者が3人確認できるところ、当該3人の雇用保険被保険者記録を見ると、離職日はいずれも退職月の末日となっている上、供述が得られた1人は、「私が同社を退職する際、退職月の最終の営業日まで勤務して退職し、末日まで在籍していたことになっていたと思う。」と供述していることから、同社は、前述の回答

のとおり、退職月の最終営業日まで勤務していた者について、当該月の末日まで在籍したものとする取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、A社は、「当社では、申立期間当時の給与は、月末締切りで翌月5日支払であり、退職月の末日まで在籍した社員については、退職月の厚生年金保険料を翌月に支払う給与から控除する取扱いが以前から継続して行われている。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無いことから確認できず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、同社C営業所から同社D営業所に転勤した時の、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間がある。申立期間の厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E年金基金から提出された申立人に係る基金掛金情報及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和34年10月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和34年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたF公共職業安定所作成の失業保険被保険者転出届受理通知書によると、申立人の転勤年月日は昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所に届けたと

推認され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 20 年 8 月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③に支給された賞与が、いずれも標準賞与額として記録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された平成18年夏期賞与及び同年冬期賞与に係る賃金台帳において、申立人に賞与が支給されたことを示す記載は見当たらない。

また、申立人の給与振込口座に係る預金取引履歴明細書において、A社から申立期間①及び②に係る賞与が支給されたことをうかがわせる取引履歴は確認できない。

さらに、申立人に係る平成19年度市県民税課税証明書に記載された平成18年分の給与収入額及び社会保険料控除額は、事業主から提出された同年の各月の給与に係る賃金台帳に基づく、給与の年間合計額及び社会保険料控除額の年間合計額とそれぞれ一致しており、当該課税証明書からも、申立期間①及び②において、申立人に賞与が支給されたことを確認することができない。

申立期間③について、前述の預金取引履歴明細書によると、平成20年8月分の給与振込みのほか、同年8月12日にA社から3万円の振込みがあったことが確認できる。

一方、事業主から提出された平成20年夏期賞与に係る賃金台帳には、賞与額が8万円と記載されており、前述の同年8月12日の口座振込額である3万

円とは相違している上、厚生年金保険料控除額は0円と記載されていることから、申立期間③における申立人の賞与額及び賞与から厚生年金保険料が控除されたか否かを確認することができない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで
② 昭和 18 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 18 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 18 年 11 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
⑤ 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 1 月 5 日まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）C工場で、申立期間②及び④は同社D本社で、申立期間③は同社E工場で、申立期間⑤は同社F工場において、いずれも機械の設計及び据付けの仕事をしていたにもかかわらず、同社における年金記録が無いので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社C工場の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社同工場において勤務していたことがうかがえる。

一方、申立期間①当時の労働者年金保険法の適用対象者は、工場等で働く男子筋肉労働者のみとされていたところ、A社C工場において事務を担当していたとする同僚及び同社同工場に昭和 17 年 1 月 1 日頃に入社し、倉庫課において勤務していたとする同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、厚生年金保険法が施行され、女性や筋肉労働に従事しない男性職員にまで被保険者の適用範囲が拡大された 19 年 6 月 1 日以降に新たに被保険者となったことを示す「改」表示が確認できる上、申立期間の同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、労働者年金保険の記号

番号の記載が無く、健康保険のみ適用となっている複数の男性被保険者が存在することが確認できることから、同社同工場においては、筋肉労働に従事していない男性従業員が存在していたことが確認できる。

また、申立人は、「A社C工場では、機械の設計及び据付けの仕事（筋肉労働）をしていた。」と主張しているものの、申立人の名前を記憶している同僚及び申立人が同社同工場の同僚として名前を挙げ、連絡先が判明した者からは、申立人が従事していた業務内容に関する供述が得られず、申立人が同社同工場において、筋肉労働に従事し、労働者年金保険料を控除されていたことを確認できない。

さらに、B社は、「申立人の人事記録や賃金台帳などの資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間①における業務内容、勤務実態や労働者年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②及び④について、申立人は、「両申立期間においてA社D本社で勤務していた。」と主張しているものの、同社同本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない上、当該名簿により同僚照会を行ったが、回答のあった同僚は、いずれも同社同本社において勤務していないとしており、申立人の申立期間に係る同社同本社における業務内容、勤務実態及び労働者年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることができない。

また、前述のとおり、B社は、「申立人の人事記録や賃金台帳などの資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間②及び④における業務内容、勤務実態や労働者年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②及び④における労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「申立期間③はA社E工場において勤務していた。」と主張しているものの、事業所名簿及びオンライン記録では、同社同工場は、健康保険労働者年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社は、「申立人の人事記録や賃金台帳などの資料は保管していない上、A社にE工場は存在していない。」旨回答しているほか、同社の同僚から同社同工場に係る具体的な供述を得られず、申立人の申立期間に係る同社同工場における業務内容、勤務実態や労働者年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

なお、E地区の近隣に所在するA社G工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の名前を確認できない上、同社同工場の同僚

からも、申立人の業務内容、勤務実態及び労働者年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、「A社D本社から同社F工場へ転勤となった。」としているところ、昭和19年7月4日付けの厚生省保険局長通知によると、申立期間当時の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は内地に限って適用されていたものであるため、H等の外地の事業所には適用されておらず、原則として、外地の事業所に勤務する者は当該保険の被保険者とはならないとされている。

一方、前述の厚生省保険局長通知において、内地の事業所との間に引き続き使用関係が存続し、同じ内地の事業所から報酬が支払われている場合は、引き続き労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うことは支障がないという適用がされているものの、前述のとおり申立人がA社F工場へ転勤する前に勤務していたと主張している同社D本社における申立人の業務内容、勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認できない上、B社は、「F工場への異動に係る使用関係の取扱いは不明であり、申立人の人事記録や賃金台帳などの資料も保管していない。」旨回答しており、申立人の申立期間における使用関係や勤務実態、労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人がA社F工場の同僚として名前を挙げた者は、連絡先が不明であるため供述を得ることができない上、同社D本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿からも同僚照会を行ったが、回答のあった同僚は、いずれも同社D本社及び同社F工場において勤務していないとしていることから、同社D本社から同社F工場へ異動する際の使用関係や勤務実態、労働者年金保険及び厚生年金保険の取扱いに関する具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑤における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。